

# 長野市バスケットボール協会規約

## 第1章 名 称

第1条 本協会は長野市バスケットボール協会と称する。

Nagano City Basket Ball Association (略称 N. C. B. B. A)

## 第2章 目的・事業

第2条 本協会は長野市におけるバスケットボール競技の総括団体としてバスケットボール競技の健全な普及及び振興を図り、これによって市民の精神と体力の向上を目指すことを目的とする。

第3条 本協会は前条の目的を果たす為に次の事業を行う。

- 1) 本協会の主催する競技会及びイベントを開く事。
- 2) バスケットボールに関する研究、指導、奨励を行う。
- 3) バスケットボールに関する出版物又は会報を発行する事。
- 4) 登録チーム相互間の連絡及び統括を図る事。
- 5) その他本協会の目的を果たす為に役立つ事柄を行う事。

第4条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第3章 組織・事務局

第5条 本協会は登録チーム及び本協会の認める諸団体によって組織する。

- 1) 長野市在住の代表者によるチームとする。
- 2) 長野市近辺在住者によるチームとする。
- 3) 本協会の認めるチームとする。
- 4) 長野市に関わるバスケットボール団体をいう。

第6条 本来様会への登録希望チーム及び協会の認める諸団体は毎年3月末日までに登録する事を原則とする。但し、新規チームについてはこの限りではない。

第7条 本協会は長野県バスケットボール協会に加盟し、長野市体育協会の構成員となる。

第8条 本協会は事務局を会長の指定する所に置き、事務局員を置く事が出来る。

## 第4章 役 員

第9条 本協会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	必要な人数
代議員	各登録チームより代表1名
理事長	1名
副理事長	必要な人数

理事	必要な人数
監事	2名
顧問	必要な人数
参与	必要な人数

第10条 役員は次の方法で選出される。

- 1) 代議員は各登録チーム及び協会の認める諸団体の代表者が就任する。
- 2) 会長、副会長、理事長は代議員会の推薦によって就任する。
- 3) 副理事長は、理事会の互選とする。
- 4) 理事は、理事長が選出し、代議員会を経て会長が委嘱する。
- 5) 理事会は、理事を中心に委員会を組織する。
- 6) 委員長は理事が兼ねる。
- 7) 副委員長、委員は、理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 8) 監事は理事会の選出により代議員会の承認を得て会長が委嘱する。

第11条 役員の業務は次の内容を行う。

- 1) 会長は協会の会務を統括し協会を代表する。
- 2) 副会長は会長を助け会長に差し支えがあった時は、その職務を代行する。
- 3) 理事長は、理事会を統括し、協会の一般業務を行う責任を負い、会長及び副会長に差し支えがあった時は、その職務を代行する。
- 4) 代議員は代議員会を組織して協会の基本となる事項を審議してきめる。
- 5) 理事会は、理事長及び理事によって組織され、代議員会の承認を得て、代議員会の決めた事柄に基づいて協会の一般的な業務を行う。
- 6) 副理事長は、理事長を助け、理事長に差し支えの有った時はその業務を代行する。
- 7) 委員長はその委員会を統括しその業務を行う。
- 8) 副委員長は、委員長を助け、委員長に差し支えの有った時は、その業務を行う。
- 9) 委員は、委員長を助け各委員会の業務を行う。
- 10) 監事は、会計年度毎に決算の監査を行う。

第12条 役員の任期は2年とする。但し重任も良い。役員が欠けた時は、原則として、その補充をする。補充された役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第13条 次の委員会を設ける。

総務・会計財務・競技・審判・TO・報道・技術・施設・公認審判・リーグ・高校担当・中学担当・ミニバス担当・家庭婦人担当、さらに必要な委員会は、理事会によって設置する。

## 第5章 会 議

第14条 代議員会は、会長が召集し、会長はその議長となる。

第15条 代議員会は、原則としてその年度の末月（3月）に開く。その他理事会が必要

と認めた時、又は代議員の3分の1が請求した時はいつでも開く事が出来る。

第16条 次の事柄は代議員会にかけなければならない。

- 1) 事業計画
- 2) 予算と決算
- 3) 会長、副会長、顧問、参与の推薦及び理事の選出並びに県バスケットボール協会、市体育協会の役員の推薦。
- 4) 規約の改正。
- 5) その他重要な事柄。

第17条 代議員会は、代議員の3分の2以上出席すれば成立する。欠席の場合は、事前に委任状を提出する事で、出席したものとして扱う。決議は多数決によるものとし、賛否同数の場合は、議長が決定する。但し、この規約を改める場合は、代議員の半数以上の賛成がなければならない。

第18条 協会の役員は、代議員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第19条 理事会は、理事長が招集し、理事長又はそれに代わるものがその議長となる。

第20条 理事会の決議は、出席者の多数決によるものとし、賛否同数の場合は、議長が決定する。

## 第6章 会 費

第21条 本協会の経費には、登録料、事業収入、補助金、寄付金及びその他の収入をあてて。

第22条 登録チームは、代議員会が決めた登録料を納めなければならない。

## 第7章 附 則

第23条 この規約は、実行する為に必要な細則は別に定める。

- 1) この規約は、昭和47年4月1日より施行する。

昭和53年3月 一部改正

平成7年3月 一部改正

平成13年3月 一部改正